

7土利第84号
令和 7年 8月 1日

(道路管理者)

名古屋市長 広 沢 一 郎

歩行者利便増進道路の指定について

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第 5 項の規定により下記のとおり公示する。

記

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和 7 年 8 月 1 日

2 道路の種類及び路線名

- (1)市道広井町線、市道広井町駅前線、県道名古屋津島線
- (2)市道駅西第 1 号線

3 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）

- (1)市道広井町線、市道広井町駅前線、県道名古屋津島線
名古屋市中村区名駅一丁目1001地先から
名古屋市中村区名駅四丁目2706地先まで
- (2)市道駅西第 1 号線
名古屋市中村区椿町 203 地先から
名古屋市中村区椿町 4-5 地先まで